

# 保険料の納付についてお知らせします

4月の年金から保険料が差し引かれていない人も、今後納付が始まります。

4月から後期高齢者医療制度が始まりました。この制度では、保険料の納付開始時期や納め方が、これまで加入していた医療保険や年間の年金額によって異なるため、4月の年金からすでに保険料が差し引かれた人もいれば、後期高齢者医療に加入しているにも関わらず、差し引かれていない人もいます。

4月の年金から保険料が差し引かれていない人についても、7月または10月以降、以下のとおり保険料の納付が始まります。

納付は  
7月から



## 国民健康保険に加入していた人で、次に該当する人

- 4月の年金からは差し引かれていません。

- 年金の受取額が年間18万円未満の人
- 共済年金・国民年金・厚生年金など複数の年金がある人で、今まで介護保険料が差し引かれていた年金の受取額が少ない人 など

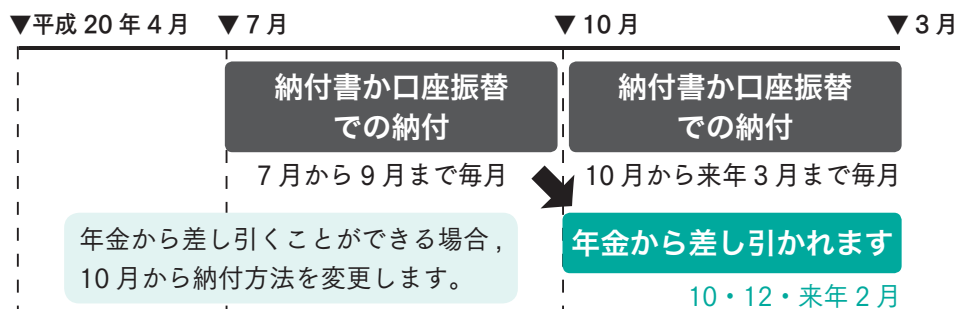


納付は  
7月から



## 3月末時点で社会保険の被保険者本人であった人

- 4月の年金からは差し引かれていません。

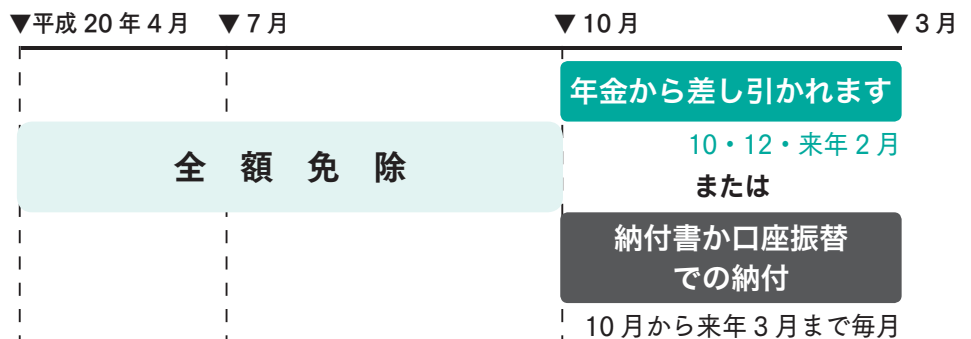


納付は  
10月から



## 3月末時点で社会保険の被扶養者であった人

- 4月の年金からは差し引かれていません。



▶**保険料の納付方法について**：保険料は原則として年金から差し引かれます。ただし、年金額が年間18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合算額が、保険料が差し引かれる年金額の1/2を超える人は、納付書か口座振替での納付となります。（※複数の年金から差し引くことはできません。また保険料が差し引かれる年金の優先順位は法令で定められています。）

●問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1209)